

福岡県余剰ワクチン有効活用指針

県及び市町村は、新型コロナウイルスワクチンの接種で予約キャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の対応について、この指針を参考に予め方針を定め、それを公表し、余剰ワクチンの有効活用に努める。

1. 県及び市町村は、次の者を参考に接種対象者リストを作成しておき、接種会場（個別接種会場含む）においてキャンセル等が発生した時は、同リストに基づいてワクチンを接種する。
なお、同リストによる対応の暇がない場合は、接種会場において接種可能な者に接種する。
 - ・ 接種会場の従事者（委託事業者を含む）
 - ・ 新型コロナ対策業務、危機管理・災害対策業務及び窓口業務に従事する行政職員
 - ・ 高齢者と業務上接触する機会の多い者
 - ・ その他市町村長が特に必要と認める者
2. 市町村が独自に方針を定める場合は、当該市町村の判断によるものとし、その方針を公表する。

令和3年5月25日

福岡県

福岡県市長会

福岡県町村会